

# 給与支給規則

---

## 公益財団法人オリオンビール奨学財団

### 第1章 総則

- 第1条 給与は本則により支給する。但し、臨時に支払われる給与の支給範囲はその都度定める。
- 第2条 従業員の賃金は、月給制又は日給制とする。
- 第3条 従業員の賃金は次の種類に区別する。  
(1) 基本給及び諸手当  
(2) その他賞与及び臨時給与
- 第4条 出向者の給与については、出向元の給与水準に準ずる。
- 第5条 賃金は金額を通貨で直接本人に支払う。  
但し、法令の定めるところにより賃金の一部を控除して支払うことがある。
- 第6条 賃金の計算期間は当月1日より末日迄とする。
- 第7条 賃金の支払期日は毎翌月15日とする。但し支払日が会社又は取引銀行の休日に当たるときは前日に繰り上げるものとする。
- 第8条 賃金の計算上円未満の端数を生じた場合は円未満の端数は四捨五入する。
- 第9条 出産、疾病、災害その他特別の事情のある場合の費用に当てる為、当該従業員より請求があった時は、支払期日前であってもその既往労働に対する賃金を支払う。
- 第10条 次の各号の1に該当する場合は、第5条及び第7条の規程に拘らず本人又は遺族に対しその理由の発生後7日以内に支払う。  
(1) 死亡した時  
(2) 退職又は解雇された時  
2 第1号の支払いを受ける順位は労働基準法施行規則第40条乃至43条による。

この認定の調査を要するときは前項の支払期日を延期することがある。

第11条 時間外労働及び休日労働に対する賃金の基礎となるべき賃金は基本給とする。

第12条 賃金締切期間の中途において入社した者又は退職した者或は休職した者に対する当該月の賃金の計算は日割計算による。

第13条 正規従業員が次の各号のいずれかに該当するときは休職を命ずることがある。

(1) 私傷病の場合 欠勤1ヶ月(暦日)を越えたとき。

(2) 私用欠勤の場合 欠勤1ヶ月(暦日)を越えたとき。

(3) 刑事事件に関し拘留されたとき。

(4) 労働組合の専従者となったとき。

(5) その他特別の事情があると認めるとき。

2 前項第1号、第2号の休職命令は、1ヶ月経過後に行いその期間は休職期間には通算しない。

第14条 第13条により休職を命ぜられたときは、休職期間中の俸給は、健康保険法の適用をうける。但し健康保険法による給付期間満了後の休業期間については俸給の60%を支給する。又私傷病の原因が交通事故又はその他第三者によるもので自動車損害賠償保険又はその他によって補償されている場合でその額が俸給の60%を超える時はこの条項は適用しない。

補償額が俸給の60%に不足のときはその不足額について支給する。

第13条第1項第2号により休職を命ぜられた時は休職期間中俸給の60%を支給し第3号乃至第5号による休職者には支給しない。

第15条 病気その他やむを得ない事由により欠勤、早退、私用外出しようとするときは、始業時刻前までに所定の様式によって所属長に届出なければならない。

ただし、あらかじめ届出ることができない場合は、電話、その他適当な方法で速やかに届出た後、事後遅滞なく所定の様式により届出ること。

2 前項の届出を怠った場合は無届欠勤とする。

3 就労しなかった期間は無給とする。

第16条 第15条により減額する賃金の計算方法は、次のとおりとする。

1 日給額の算定

(1) 月給者の場合、月給額の165時間分の1に7.5時間を乗じ

た金額。

- (2) 日給者の場合、その金額。
- (3) 時給者の場合、時給額に7.5時間に乗じた金額。

2 時給額の算定

- (1) 月給者の場合、月給額の165時間分の1の金額。
- (2) 日給者の場合、日給額の7.5時間分の1の金額。
- (3) 時給者の場合その他の金額。

前記計算上円未満の端数は第8条の規程に拘らず切り捨てるものとする。

第17条 賞与は会社の業績に応じ従業員に対し各人の能力、勤怠、研究心等を考慮して左の時期に支給することが出来る。

- (1) 夏季手当 7月
- (2) 年末手当 12月

## 第2章 賃金の決定及び変更

第18条 賃金は本人の年齢、経歴、能力、執務態度により決定する。

## 第3章 手当

第19条 従業員の休日労働、時間外労働及び深夜労働に対し次の手当を支給する。

- (1) 1時間につき第11条の基本賃金を単位時間相当額に換算したものの早出、残業手当131%、休日手当136%、深夜手当37%。
- (2) 休日労働、時間外労働が深夜に亘る場合には休日労働又は時間外労働手当と深夜手当を併せて支給する。

第20条 生後満1年に達しない生児を育てる女子正規従業員が申し出たときは、所定の休憩時間のほかに1日2回各30分の育児時間を与える。なお、哺育時間中の不就業に対しては、賃金を差引かない。

第21条 台風時の勤務は、次のとおりとする。

- (1) 昼勤者については、出勤前にバスが運行停止の場合は出勤を要しない。前夜勤者及び後夜勤者は、暴風雨警報が発令された場合は出勤を要しない。ただし、保安要員又は継続作業要員として指名されたものは、時間外といえども責任者の指示に従い、災害対策又は継続作業に従事する。保安要員又は継続作業要員とは、各職場の責任者がその必要に応じて都度指名した

ものを言う。

- (2) バスが運行となった場合は直ちに出勤しなければならない。ただし、昼勤については退勤時2時間以内にバスが運行を再開した場合には出勤を要しない。工場に於いては、前夜勤者及び後夜勤者については20時以降に暴風雨警報が解除された場合は出勤を要しない。
- (3) 昼勤者については、出勤後はバスの運行情報により、総務部長が退勤の指示を行うこととする。前夜勤者及び後夜勤者については、出勤後に暴風雨警報が発令された場合は退勤する。
- (4) 保安要員及び継続作業要員として命令を受けた者は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。その場合、所定労働時間内については、通常賃金の他に150%、所定労働時間外にあっては、250%（残業手当を含む）の賃金を支給する。

(附 則)

この規程は、令和2年11月20日より施行する。